

2024年9月30日

各 位

会 社 名 株式会社 BCJ-82-1

代 表 者 名 代表取締役 杉本 勇次

株式会社ティーガイア（証券コード：3738）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 BCJ-82-1（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年9月30日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場に上場している株式会社ティーガイア（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社ティーガイア

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2024年10月1日（火曜日）から2024年11月20日（水曜日）まで（35営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式1株につき金2,670円

（5）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	16,386,305（株）	7,076,300（株）	－（株）
合計	16,386,305（株）	7,076,300（株）	－（株）

（6）決済の開始日

2024年11月27日（水曜日）

（7）公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社 BCJ-81 の完全子会社である株式会社 BCJ-82-2（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者の株券等を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2024年8月13日に設立された株式会社です。本日現在、ベインキャピタル、株式会社 BCJ-81、公

開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

ベインキャピタルは本日時点で全世界で約 1,850 億米ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては 2006 年に東京拠点を開設して以来、60 名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組を進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの企業価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング、株式会社 T&K TOKA、株式会社システム情報（現株式会社 SI&C）、株式会社 IDAJ、株式会社エビデント（旧オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）、株式会社トライステージ（現株式会社ストリートホールディングス）、株式会社 Linc'well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現 STORES 株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社 Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）等、34 社に対して、そしてグローバルでは 1984 年の設立以来約 400 社、追加投資を含めると約 1,450 社以上に対しての投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式、住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）が所有する本不応募合意株式（住友商事）（以下に定義します。以下同じです。）並びに光通信株式会社（以下「光通信」といいます。）、株式会社 UH Partners 2（以下「UH Partners 2」といいます。）、株式会社 UH Partners 3（以下「UH Partners 3」といいます。）及び株式会社エスアイエル（以下「エスアイエル」といい、光通信、UH Partners 2 及び UH Partners 3 と併せて、「光通信グループ」といいます。）が所有する本不応募合意株式（光通信グループ）（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本取引は、(i) 本公開買付け、(ii) 本公開買付けの成立等を条件として開始される、対象者による対象者の株主である住友商事が所有する対象者株式（23,345,400 株、所有割合（注 1）：41.80%）の一部（7,600,000 株、所有割合 13.61%。以下「本不応募合意株式（住友商事）」といいます。）を取得することを目的とした自社株公開買付け（以下「本自社株公開買付け①」といいます。）、(iii) 本自社株公開買付け①の成立等を条件として開始される、対象者による対象者の株主である光通信が所有する対象者株式（4,730,800 株、所有割合：8.47%）、UH Partners 2 が所有する対象者株式（5,516,500 株、所有割合：9.88%）、UH Partners 3 が所有する対象者株式（4,184,500 株、所有割合：7.49%）及びエスアイエルが所有する対象者株式（1,683,900 株、所有割合：3.02%）の全てを取得することを目的とした自社株公開買付け（以下「本自社株公開買付け②」といい、本公開買付け及び本自社株公開買付け①と併せて「本三公開買付け」といいます。）、(iv) 本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株式（住友商事）及び本不応募合意株式（光通信グループ）を除きます。）を取得できていない場合に行う、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の対象者の株主を公開買付者及び住友商事のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）並びに (v) 本スクイーズアウト手続の完了後に公開買付者が住友商事から本不応募合意株式（住友商事）を除く対象者株式の全てを相対で譲り受けることで対象者を公開買付者の完全子会社にする手続（以下「本相対譲渡」といいます。）により構成されます。なお、対象者の少数株主の皆様は、本三公開買付けのいずれにも応募することが可能です。

（注 1）「所有割合」とは、(i) 対象者が 2024 年 8 月 1 日に公表した「2025 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された 2024 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（56,074,000 株）から、(ii) 本決算短信に記載された 2024 年 6 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（253,709 株）に 2024 年 7 月に対象者が単元未満株式の買取請求により取得した自己株式数（86 株）を加算した上で対象者が 2024 年 7 月 19 日に

公表した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分の払込完了に関するお知らせ」に記載された2024年7月19日付で処分された自己株式数(27,200株)を控除した自己株式数(226,595株)を控除した数(55,847,405株)(以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者及び対象者の筆頭株主である住友商事(所有株式数:23,345,400株、所有割合41.80%)との間で、2024年9月30日付で非公開化への協力に関する契約書を締結し、住友商事が所有する対象者株式の全て(23,345,400株、所有割合:41.80%、以下「本不応募合意株式(住友商事)」といいます。)について本公開買付け及び本自社株公開買付け②に応募しないこと、住友商事が所有する本不応募合意株式(住友商事)(7,600,000株、所有割合:13.61%)を対象者が実施する本自社株公開買付け①に応募すること、本臨時株主総会(以下に定義します。以下同じです。)において上程される本株式併合(以下に定義します。以下同じです。)に関する議案に対して賛成の議決権を行使すること、並びに本スクイーズアウト手続の完了後に本相対譲渡によって住友商事が公開買付者に対して本不応募合意株式(住友商事)を除く対象者株式の全て(15,745,400株、所有割合:28.19%に相当する株数、以下「本相対譲渡株式」といいます。)を売却することについて合意しております。また、公開買付者は、住友商事との間で、2024年9月30日付で本取引に係る独占交渉権を定めた確認書(以下「本確認書」といいます。)を締結しております。

また、公開買付者は、対象者並びに対象者の株主である光通信(所有株式数:4,730,800株、所有割合:8.47%)、UH Partners 2(所有株式数:5,516,500株、所有割合:9.88%)、UH Partners 3(所有株式数:4,184,500株、所有割合:7.49%)及びエスアイエル(所有株式数:1,683,900株、所有割合:3.02%)との間で、2024年9月30日付で非公開化への協力に関する契約書を締結し、光通信グループが所有する対象者株式の合計16,115,700株(所有割合:28.86%、以下「本不応募合意株式(光通信グループ)」といいます。)について、本公開買付け及び本自社株公開買付け①に応募しないこと、本不応募合意株式(光通信グループ)を全て対象者が実施する本自社株公開買付け②に応募すること、並びに本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することについて合意しております。

また、公開買付者は、対象者との間で、2024年9月30日付で非公開化に関する契約書を締結し、対象者が本公開買付けの実施・成立等を条件として本自社株公開買付け①を行うこと、本公開買付け及び本自社株公開買付け①の実施・成立等を条件として本自社株公開買付け②を行うこと、本公開買付けの結果として公開買付者が対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株式(住友商事)及び本不応募合意株式(光通信グループ)を除きます。)の全てを取得できなかった場合には本公開買付けの成立を条件として本臨時株主総会の開催を含む本スクイーズアウト手続を実施するための必要な手続を実施することについて合意しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておりません。また、公開買付者は、本取引により対象者株式の非公開化を実現することは、対象者の持続的な企業価値向上に資するのみならず、公正な価格での売却機会を与えられる対象者の少数株主の皆様にとっても利益があると考えているものの、特別委員会との交渉の結果、買付予定数の下限を7,076,300株(所有割合:12.67%)(注2)と設定しております。そのため、本公開買付けに応募された株券(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わず、他方、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限の設定に関して、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の筆頭株主である住友商事(所有株式数:23,345,400株、所有割合:41.80%)及び光通信グループ(所有株式数:16,115,700株、所有割合:28.86%)について本公開買付けに応募しない旨を合意しているため、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定すると、第三者が対象者株式を買い集めること等により、少ない数の株式取得によって本公開買付けの成立を容易に妨害することが可能となるため、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本取引を通じて株式を売却することを希望する対象者の少数株主の皆様の利

益に資さない可能性もあるものと考えておりましたが、2024年8月29日付で、特別委員会より、少数株主の意思確認手続を経ずに大株主である住友商事及び光通信グループとの間の合意のみをもって、その他の少数株主の意向に沿わずとも強制的に対象者株式の売却を迫るストラクチャーには賛同できないとの回答を受け、本取引の実施に際しては少数株主の意思確認手続が必要という特別委員会の強い意向を踏まえ、本公開買付けにおいて下限を設定することといたしました。また、本スクイズアウト手続の一環として本株式併合を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされておりますが、本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することを公開買付者との間で合意している住友商事が本臨時株主総会の基準日時点において所有する対象者株式（所有株式数：23,345,400株、所有割合：41.80%）に係る議決権数（233,454個）及び光通信グループが本臨時株主総会の基準日時点において所有する対象者株式（所有株式数：16,115,700株、所有割合：28.86%）に係る議決権数（161,157個）の合計（394,611個）は、本基準株式数（55,847,405株）に係る議決権の数（558,474個）の3分の2を超えていることから、本公開買付けが成立した場合、本スクイズアウト手続を確実に実行できると考えております。なお、公開買付者としては、本三公開買付けによらずとも、住友商事及び光通信グループの協力を得ることで、株式併合に係る手続の実施により対象者株式を非公開化することは可能ではあるものの、株式併合に先立って公開買付けを実施することにより、本取引において必要な公正性担保措置が講じられるとともに、公開買付者及び対象者のそれぞれから充実した情報開示がなされることにより、より一層本取引全体の公正性を図ることができ、かつ対象者の少数株主の皆様にも広く売却の機会を提供できると考え、本公開買付けを実施することといたしました。

（注2）公開買付者は、2019年6月に経済産業省により策定された「公正なM&Aの在り方に関する指針」において「特に近年の我が国の資本市場の動向としてパッシブ・インデックス運用ファンド（注3）の規模が拡大しているところ、その中には、取引条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わない投資家も存在する」と指摘されており、対象者株式を所有するETF（上場投資信託）やその他のパッシブ・インデックス運用ファンドの中には公開買付けの条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わない者が存在しているものと理解しております。そこで、公開買付者は、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社に対し、ETFが所有する対象者株式数がどの程度と見込まれるかを、公表情報及び金融市場等の各種データ提供サービスを行う情報ベンダーによるデータベース情報を踏まえて推計することを依頼したところ、東京証券取引所に上場しているETF（東証上場ETF）については、2024年8月29日時点で対象者株式の約1.63%を保有していることを確認したものの、東証上場ETF以外のETFが所有する直近の対象者株式数の合計数は公開情報からは正確な把握をすることが難しく、また厳密な推計は困難であるものの、対象者株式の約4%程度を国内外のETFが所有している可能性があるとの試算が示されました。以上を踏まえ、公開買付者としては、取引条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わないおそれのある投資家が対象者株式の約4%程度を所有しているおそれがあると分析しております。そのため、公開買付者は、本公開買付けの条件を含む本取引の条件が適切であるか否かの判断に従って本公開買付けに応募するか否かを決定する対象者の株主（住友商事及び光通信グループを含みません。）が所有する対象者株式は、100%から住友商事及び光通信グループの所有割合70.66%を減じた約29%から、上記約4%を減じた約25%程度に留まると考えております。上記のとおり特別委員会の意向も踏まえ、公開買付者は、上記の分析をもとに、公開買付者が、本公開買付けの条件を含む本取引の条件が適切であるか否かの判断に従って本公開買付けに応募するか否かを決定する対象者の株主が所有していると推測している約25%の対象者株式のうちの半数程度の応募があった場合にのみ、本公開買付けが成立するような買付予定数の下限を設定することで、対象者の少数株主の応募判断の結果を尊重することが望ましいと考えるに至りました。以上のような考えの下、公開買付者は、対象者の非公開化という本公開買付けの目的を達成する可能性を最大化しつつ、対象者の少数株主の応募判断の結果を尊重すべく、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を7,076,300株と設定すること

といたしました。当該下限は、対象者の本基準株式数（55,847,405株）に係る議決権の数（558,474個）から、住友商事が所有する対象者株式（所有株式数：23,345,400株、所有割合：41.80%）に係る議決権数（233,454個）、光通信グループが所有する対象者株式（所有株式数：16,115,700株、所有割合：28.86%）に係る議決権数（161,157個）の合計（394,611個）及び公開買付けへの応募を行わない投資家と考えられる国内外のETFが保有していると推定される対象者株式（所有株式数：2,233,900株、所有割合：4.00%）に係る議決権の数（22,339個）を控除した141,524個の過半数に相当する数70,763個に対象者の単元株式数である100を乗じた株式数となります。なお、7,076,300株の応募があった場合、本公開買付け後における住友商事、光通信グループ及び公開買付け者が所有する対象者株式数は合計46,537,400株（所有割合：83.33%）となります。

（注3）「パッシブ・インデックス運用ファンド」とは、株式をはじめとする投資対象資産の市場のベンチマークとなる株価指数等の指数（インデックス）と投資成果が連動することを目的として運用することにより、市場平均並みの収益率を確保することを目指すファンドを意味します。

公開買付け者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付け者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株式（住友商事）及び本不応募合意株式（光通信グループ）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付け者及び住友商事のみとするための本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

公開買付け者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付け者親会社から133.5億円を限度とする出資を受けるとともに、株式会社みずほ銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社福岡銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社SBI新生銀行、株式会社東京スター銀行及び三井住友信託銀行株式会社から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに合計311.5億円を上限として借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、株式会社みずほ銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社福岡銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社SBI新生銀行、株式会社東京スター銀行及び三井住友信託銀行株式会社と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付け者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

また、公開買付け者は、本スクイーズアウト手続の完了後、本相対譲渡により公開買付け者が住友商事から本相対譲渡株式を取得することを予定しております。(i)本相対譲渡における対象者株式1株当たりの取得価格、(ii)本自社株公開買付け①における対象者株式1株当たりの買付け等の価格である2,045円及び(iii)本スクイーズアウト手続で端数株式として売却する株式がある場合はその売却する本株式併合前の対象者株式の売却価格を、住友商事が(i)本相対譲渡、(ii)本自社株公開買付け①及び(iii)本スクイーズアウト手続で端数株式として売却する株式がある場合はその売却する本株式併合前の対象者株式の売却株数で加重平均した金額は、2,412円を予定しています。かかる価格は、住友商事が本自社株公開買付け①及び本相対譲渡に応じ本スクイーズアウト手続において端数株式として売却した場合に得られる税引後手取り額が、仮に住友商事が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額よりも下回るような金額として設定されています。なお、ペインキャピタルは、光通信グループが所有する本不応募合意株式（光通信グループ）を本自社株公開買付け②に応募した場合の買付予定総額は約399億円であるところ、当該買付予定総額は対象者の分配可能額を下回る見込みであるため、別の法人株主である住友商事が所有する対象者株式を対象者の分配可能額の範囲内において部分的に本自社株公開買付け①にて買い取り、更に、本自社株公開買付け①にて買い取る株式以外の住友商事が所有する対象者株式を、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）よりも低い価格で本相対譲渡により公開買付け者が住友商事から取得することで、本公開買付け価格を更に引き上げることが可能であると考え、本公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から、本自社株公開買付け①及び本相対譲渡とい

うストラクチャーを住友商事に提案しました。

また、対象者は、本自社株公開買付け②により光通信グループが所有する本不応募合意株式（光通信グループ）を取得することを予定しております。本自社株公開買付け②において、対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本自社株公開買付け価格②」といいます。）を2,473円としておりますが、かかる価格は、光通信グループが本自社株公開買付け②に応募した場合の税引後手取り額が、仮に光通信グループが本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額よりも上回るような金額として設定されています。本自社株公開買付け②は、ベインキャピタルが光通信グループとの間で本取引について協議する過程で、光通信グループが本公開買付けに応募した場合を上回る税引後手取り額を得られなければ対象者株式の売却に応じない意向であることが判明し、本公開買付けに応募した場合と税引後手取り額が同額となるような本自社株公開買付け価格②では光通信グループから応募の合意が得られないことが明らかになったため、ベインキャピタルから光通信グループに提案したものです。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株式（住友商事）及び本不応募合意株式（光通信グループ）を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により本スクイズアウト手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2025年2月上旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日（本日現在において、2024年11月下旬から12月上旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です（なお、本日現在未定ですが、公開買付け期間中に基準日設定公告が行われる可能性もあります。）。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者並びに住友商事及び光通信グループは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です（本臨時株主総会の基準日は本公開買付けの決済の開始後の近接する日（本日現在において、2024年11月下旬から12月上旬を予定しております。）を予定していますので、住友商事及び光通信グループは、本臨時株主総会において、その保有する対象者株式に係る議決権を行使することが可能となる予定です。）。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本三公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、対象者及び住友商事を除きます。以下同じです。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者及び住友商事が対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本三公開買付けに応募されなかった対象者の株主の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。但し、本公開買付けに係る決済の開始日から本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の決定日までの間に、本株式併合によって対象者の全ての株主を公開買付者及び住友商事のみとすることができない事態が生じる可能性があることが判明した場合には、株式併合の結果、住友商事のみが対象者株式（但し、

対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを所有することとなるような対象者株式の併合割合とする可能性があり、その場合、公開買付者は株式併合の結果生じる端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する対象者株式を公開買付者に売却する前提で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うよう対象者に要請する予定です。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主(公開買付者、対象者及び住友商事を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

以 上